

## 平成27年度 第3回 市川市自立支援協議会

日 時：平成27年11月26日（木）  
午後1時30分～3時30分

場 所：急病診療・ふれあいセンター  
2階 第2集会室

### 会 議 次 第

- 1 開会
- 2 成年後見制度の紙芝居の紹介
- 3 各専門部会・障害者団体連絡会の状況について
- 4 専門部会のあり方について
- 5 その他
- 6 閉会

## 相談支援部会 資料

## ◎サービス等利用計画作成の進捗状況

(支援課)

|        | H27.4 | H27.5 | H27.6  | H27.7  | H27.8  | H 27.9 | H27.10 |
|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用件数   | 2088  | 2093  | 2110   | 2121   | 2121   | 2114   | 2102   |
| 作成済み   | 1824  | 1829  | 1864   | 1886   | 1912   | 1924   | 1929   |
| (セルフ)  | (855) | (847) | (856)  | (861)  | (878)  | (879)  | (872)  |
| (計画相談) | (969) | (982) | (1008) | (1025) | (1034) | (1045) | (1057) |
| 達成率    | 87.4% | 87.4% | 88.3%  | 88.9%  | 90.1%  | 91%    | 91.8%  |

(発達支援課)

|         | H27.4 | H27.5 | H27.6 | H27.7 | H27.8 | H27.9 | H27.10 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 支給決定件数  | 41    | 45    | 57    | 52    | 33    | 45    | 43     |
| (新規・継続) |       |       |       |       |       |       |        |
| 作成済み    | 41    | 45    | 57    | 51    | 34    | 45    | 43     |
| (セルフ)   | (38)  | (42)  | (50)  | (44)  | (44)  | (41)  | (35)   |
| (障害児相談) | (3)   | (3)   | (7)   | (7)   | (8)   | (4)   | (8)    |

次のステージとしては計画相談のセルフプランについてどのように計画相談に移していくのかを検討していく予定。

## ◎相談支援部会関連会議からの報告

- ・権利擁護連絡会：月に1回開催。11/19 シンポジウム開催。100名以上の参加。事前質問に対し専門家にて答える形とした。12/10には後見人等のつどいを開催予定。  
紙芝居を作成。後見の入口として解りやすいような内容になっている。
- ・地域移行協議会：2ヶ月に1回開催。病院のスタッフを対象に地域の福祉サービス資源の見学会を11/12、19に開催。
- ・障害児連絡会：地域と日常の問題、課題についてグループ討議開催。相談支援体制のあり方、普及、中核機能について、児童から大人へのつなぎ、生活の場の確保等が課題となった。
- ・is-net：10/28 初任者研修開催。11名参加。福祉サービス・報酬と現任のプランより事例発表。  
11/27 情報交換会開催予定。市と相談支援との連携、マニュアルの概要について説明及びグループワーク  
12/11 研修会開催予定。身体ケースの事例をもとにアセスメント及び計画作成演習。担当者会議の持ち方について良悪事例をロールプレイ予定。

## ◎“場”の検討とアクセスのケース会議について

- ・えくる：“場”の提供検証を行い11/9に行徳公民館にて1回目（昼食時間）の調理と食事会を開

催。参加者は6名。“場”を改め、えんつむり というネーミングをつけた。当日は社協よりお米とフードバックより食材の提供を得る。得たものまた、課題も見えた。11/24（2回目・夕食時間）の実施を踏まえ、今後報告書を作成。

- ・アクセス：ケース会議にスーパーバイズとして支援課とえくるが出席。1回の会議に35件前後、行う。

就労以外に係る事も多く、実際にはアクセスで関わらなければならないケースとそうではないケース等勉強になっている。状況の積み上げを行い、今後の展開について突っ込んだ話をしていきたい。

#### ◎ガイドライン改定及びマニュアル作成について

ガイドライン：1月の配布に向け最後の詰めを行っている所。

マニュアル：ガイドラインより切り分けたものも含め（案）を作成。Is-netの情報交換会にて現任者へ見てもらい、より実践に役立つ物をつくっていききたい。

#### ◎ガイドライン研修について

相談支援の質の向上を図り、相談支援に関する制度や関係機関の社会資源の周知を図ることを目的とし、今年度で3回目を予定。

1回目 1/20（水） 18：00～20：00 体系・位置づけ、意義、役割、プロセス、連携ポイント等  
講義形式

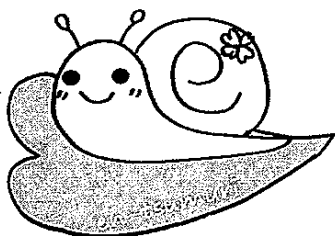
2回目 2/23（火） 18：00～20：00 関係機関の機能・役割、連携の仕方について  
2事例（多問題事例）を劇を交えて説明。

3回目 3/10（木） 18：00～20：30 アセスメント～計画作成（事例演習）  
アクションプランを踏まえ、グループワークで演習を行う

えくる presents

# えんつむし

第1回



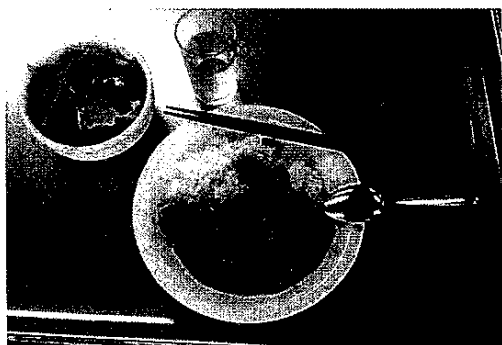
日 時：11月 9日（月）

11：00～14：00

場 所：行徳公民館 調理実習室

参加者：5名 （男性1名 女性4名＋参加者の子1名）

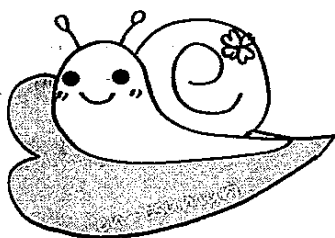
スタッフ：4名



えくる presents

# えんつむり

第2回



日 時：11月24日（火） 18:00～20:00

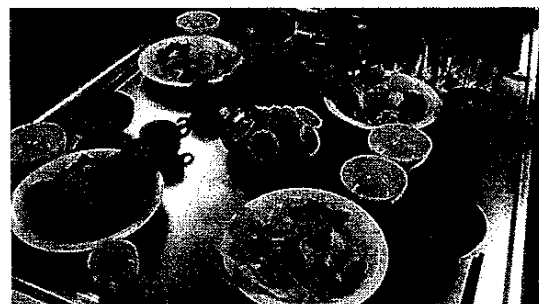
場 所：行徳公民館 調理実習室

参加者：2名

（男性0名 女性2名+参加者の子2名）

前回の参加者全員にお誘い。当日キャンセル1名。

スタッフ：6名



## 生活支援部会 報告

### 1. 第4回部会報告 (11月11日開催)

各連絡会・会議よりの報告等(順不同)

- ・ 居宅支援連絡会 ニーズの多い精神障害についての研修会を1月に実施予定。
- ・ 日中活動連絡会 行動障害について4回シリーズの勉強会を開催中。  
公立施設を含む幅広い事業所の参加あり。
- ・ グループホーム等連絡協議会 世話人対象、管理者対象の研修実施。  
(テーマは虐待、差別、サテライト型GHについて)
- ・ 重心サポート会議 重症心身障害児の宿泊イベントどれみ♪キッズを実施。  
多数のボランティアの参加あり。  
進路検討のための事業所説明会実施。多数参加あり。
- ・ 障害者団体連絡会 →団体連絡会報告

### 2. 普及・啓発活動について

(1) 和洋女子大学 里見祭でのハートフルツアーを実施 10月31日(土)

- ・ 参加者10名 今年度は、重心児者の参加4名あり
- ・ 今後の方向性については、大学側と協議予定

(2) 障害者週間イベント(I♥あいフェスタ)12月5日(土)開催 ※別添チラシ参照

- ・ 7回の実行委員会を開催し、担当ごとに打合せ・下見等を行っている。
- ・ 場所は、コルトンホール、生涯学習センター内(カフェテラスぴっころ・グリーンスタジオ)
- ・ 関係者だけでなく、市民の参加・来場増をはかることが目的

### 3. 地域生活拠点事業について

- ・ 市川市主催により、10月26日に「地域生活支援拠点を学ぶ」研修会を実施。参加47名。  
事業の目的等などの講義と質疑応答。
- ・ 講師(田中正博氏)より  
「“障害者の高齢化、重度化・親亡き後”を見据えた地域における居住の支援をどう考えるか」  
『相談』が核になり、既存の資源や仕組みを活かす形で、地域性を踏まえた構想が必要」
- ・ 生活支援部会の来期の中心検討テーマを、この地域生活拠点事業の検討とすることを前回部会において決定。今後は、基幹相談支援センターの検討も含め、相談支援部会との協働を検討。

### 4. 専門部会の再編について

→別紙資料参照



### 就労支援部会からの報告

#### ○就労支援担当学会議

##### 1. 活動報告

平成 27 年度いちかわ障害者就職面接会（就職ステップアップコーナー）⇒詳細は別紙

##### 2. 定着支援ケース事例検討に関して

【目的】①具体例を学ぶ ②対応力を養成 ③支援機関同士の連携を模索 など

【内容】これまでに、3 事業所から提供された 4 例のケースを基に検討会を実施。

「定着支援における企業と支援機関との連携」、「支援機関同士の連携」が主な論点となっており、検討結果として「定着支援のイニシアチブを誰が取るのか」、「就職後の生活面に課題がでた場合、利用すべき支援機関はどこになるのか」、「企業との支援の線引きはどの辺りにすべきか」などが課題としてあげられた。

#### ○福祉的就労担当学会議

##### 1. 検討項目

①お仕事情報の共有（企業からの業務発注について、情報共有、受注状況の確認）

②お仕事情報の情報発信とその管理について

依頼業者に対しての迅速且つ明確なレスポンスのため、フィードバックのシステムを変更。市からのお仕事情報連絡には、スケジュール調整サービス「伝助」を使用し、メールで受け取った各事業所は伝助内に記入して返信することで対応していく。

③いちかわ障害者就職面接会ステップアップコーナー⇒別紙参照

##### 2. ふくたん事例検討会について

各事業所から輪番（すぐにでも挙げたい事例があればそれを優先）で事例を持ち寄り、それぞれがサービス提供時に生かすことの出来るような、また、就労支援担当学会議とも共有できるものとして継続して行っていく。

#### ○今後の部会としての取り組み

部会での検討の結果、下記についての議題が出た

①しゅうたん、ふくたん双方のお互いの事業についてを知る

②一般就労、福祉的就労すべてを含めた、多様な働き方について学ぶ

③家庭の支援力、相談支援との連携

④企業に対しての働きかけ

①～④のうち②について、講師を招いての研修会を計画する。

以 上

## 平成 27 年度いちかわ障害者就職面接会（就職ステップアップコーナー） 報告

日時：平成 27 年 10 月 8 日（木）13 時～16 時

場所：市川グランドホテル 7 階 黄金の間（面接会場）

竹の間（就職ステップアップコーナー）

### 就職ステップアップコーナー利用者数と利用目的

リボン（13 人）面接会場の見学

ハピネス行徳そと（4 人）就労移行・B 型・アクセス・いちされんの説明を順に聞く。

単独（4 人）①11 月から移行に通うが、その前に知っておきたい＋面接の練習

②A 型利用者。一般就労について、アクセス・いちされん・移行を紹介。

③移行利用者。移行の P C 練習では満足できず、専門の P C 講座を受けたい。

④B 型利用者（職員同行）。就職を検討しており、合面に見学に来られていた方。

アクセスといちされんの支援、利用について説明をした。

### 感想・反省

- ・支援機関がついてない人が少なかった。面接自体に人が集まれば違ったかも。
- ・他の事業所の理解を深めないと自事業所への誘導になりかねない。  
パンフレットの読み込みが事前にできると良い。
- ・アセスメントをとらないと、本人が求めているものに結びつけるのは難しい。
- ・事業の種類（移行とか A・B 型とか）については明確に説明できたほうが良い。  
利用要件（直 B 利用にはアセスメントが必要とか）など。
- ・移行と B 型の意見交換ができた。
- ・来た人に対して説明が伝わった方もあったので良かった。
- ・そとの人たちが来たのは良かった。先がイメージできる。
- ・いろんな事業所が一堂に会する場に来てもらうのもいいのでは。
- ・事業所ごとに告知して、相談スペースがあると声がけできれば良い。
- ・こういうコーナーが常設されていると分かれば良い。
- ・どうなるか心配だったが、やって良かった。
- ・各事業所の強みが分かると良い。
- ・生活訓練の人たちに対して、移行と A・B 型の使い分けが、視覚的な 1 枚の図でわかると良い。
- ・各自がバインダーを持って、図を描けるようにすると良い。

## 市川市障害者団体連絡会 自立支援協議会資料

平成 27 年度 第 3 回障害者団体連絡会を 11 月 17 日に開催

## ①ごみの減量・資源化について

市循環型社会推進課から説明

## ②民生委員との交流について

南行徳中部地区と大和田・稲荷木地区のふた地区で

手をつなぐ親の会さんのキャラバン隊空の交流

## ③啓発パンフレットについて

原案をまとめて、各団体に訂正事項などを次回の会議までに提案してもらう

## ④障害者権利条約・差別解消法講演会について

10月3日市川市と共催、関係者、来客者 計106名参加、大盛況で終わる

## ⑤新規入会団体について

失語症自主グループ「なないろ会」オブザーバー参加

## ⑥集会室の利用料について

来年度から集会室の利用料を負担予定

## ⑦会計担当の選任について

役員会で会計担当を選任した。新たに口座を開設予定

## ⑧会費納入の段取りについて

通帳を作り次第、納金してもらう

## ⑨防災に関する取り組みについて

感想をまとめて要望書を作成、別添資料

市川市と次回2月2日の定例会において意見交換希望

## ⑩障害者週間イベントについて

12月5日、生活支援部会に協力

体験コーナーでおもちゃ図書館、キャラバン隊、ストーマ体験など

啓発パンフレット実行委員会よりチラシ配布、別添資料

## ⑪事務局体制について

事務局員を2名選出した。

今後、事務局長と協力しながら市からの引継ぎを進める



平成 27 年 11 月 17 日

危機管理監 様

市川市障害者団体連絡会

代表 大井 好美

### 「平成 27 年度市川市総合防災訓練」に参加しての要望

拝啓 日頃は障害者団体の活動にご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害者団体連絡会では、このたびの平成 27 年度市川市総合防災訓練 - 避難所訓練 - に参加し、各団体よりの感想をまとめました。(別添資料)

つきましては、これを踏まえて 2 月の障害者団体連絡会にて市との意見交換をさせていただきたく、ご多忙の折から恐縮ですが、下記の日程にてご担当者の派遣につきましてご高配賜りますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 日時 平成 28 年 2 月 2 日 (火) 午後 1 時 30 分～
2. 場所 市川市急病診療・ふれあいセンター2 階 集会室
3. 内容 総合防災訓練および市川市の防災体制に関する意見交換

以上

## 平成 27 年度 総合防災訓練に参加しての感想から

### 意見交換をしたい主な課題

- 1、 要配慮者の受付をするとどうなるのか
- 2、 要配慮者の障害別マニュアルは作成されているか
- 3、 コミュニケーションが取りにくい人との対応はできているか
- 4、 指定避難所の福祉避難室はどんな人が入るのか
- 5、 福祉避難室ではどんな対応をしてくれるのか
- 6、 避難所のバリアフリー化は出来ているのか
- 7、 避難所における備蓄（食料品、飲料水以外の備蓄）はどうなっているのか
- 8、 避難行動要支援者名簿の整備はできているのか
- 9、 福祉避難所(二次避難所)はどのような対応するところか

以上

# 知ることから はじめよう！

**障がいは  
誰にでも  
生じ得るものです。**

病気や事故はいつおこるかわかりません。  
同様に、障がいはいつでも誰にでも生じ得るものなのです。

**障がいは  
多種多様で  
同じ障がいでも  
一律ではありません。**

障がいの種類も程度も様ざまであり、同じ障がいでも、その症状は一律ではありません。  
また、複数の障がいをあわせ持つことがあります。

**外見だけでは  
わからない  
障がいもあります。**

障がいは多種多様であり、外見からわかるものだけではなく、外見ではわからない障がいのため理解されず、苦しんでいる方もいます。

**周囲の理解や配慮があれば  
活躍できることが  
たくさんあります。**

目が悪くなれば眼鏡をかけるように、不自由さを補う道具や援助があれば活躍できることはたくさんあります。  
障がいの種類・程度は人それぞれに違いますが、少しの介助があれば、地域の中で日常生活を営み、障がいのない人と同じ職場で働いている方や、趣味やスポーツなどで活躍している方もたくさんいます。

困っていそうな場面を見かけたら  
「何かお困りですか？」と  
声をかけてください。



「おはよう！」「こんにちは！」  
と一言声をかけましょう。  
みんなどこかで誰かと  
支え合っているのです。





#### ○ 視覚障がいのある方は

慣れていない場所では一人で移動することが困難です。目からの情報を得にくいため、音や手で触れることで情報を得ています。

人の視線や表情が理解できず、コミュニケーションに苦労します。

点字ブロックの上に、物や自転車などが置かれていたら困ります。

#### ○ 聴覚障がいのある方は

外見からは言葉を聞き取ること、話すことが不自由だということがわからないので、周りの人からは話しかけているのに答えてくれないなど、誤解されてしまうことがあります。

音によって周囲の状況判断することができません。道路を歩いていて車や自転車が接近する音が聞こえなかったり、電車が故障や事故で止まってしまっても車内放送に気づかなかったりします。音による状況判断ができないため、危険な思いをすることがあります。

#### ○ 知的障がいや自閉症の方は

人にモノをたずねたり、自分の意見を言うのが苦手な方もいます。漢字の読み書きや計算が苦手な方もいます。事故やトラブルにあっても助けを求めたり、誰かに訴えることが苦手な方もいます。ひとつの行動に固執したり、同じ質問を繰り返す方もいます。環境や、状況の変化に慣れるのに苦手な方もいます。「暗黙のルール」や「社会のルール」が理解できない方もいます。

本人のわかる方法で見通しを示してください。

#### ○ 肢体不自由な方が車いすを利用していると

十分なスペースがなかったり、ちょっとした段差や障害物があるために移動することができないこともあります。高いところにあるもの、床にあるものを取るのが困難です。

公共交通機関がバリアフリーになっていない場合は、利用が難しかったり、利用をあきらめたりします。ATMや自動販売機などの機器は使いにくいです。障がい者用駐車スペースが空いていないため利用できないことがあります。

#### ○ 精神疾患について

学校でも教えられず、正しい理解が進んでいません。そのため、なぜ自分がこんな病気になったのか、本人も家族も病気を受け入れることがなかなかできません。また、うつ病は理由もなく落ち込み、何もできなくなる病気です。周囲の人から「なまけている」と勘違いされることもあります。

「病気だから休養しないとイケない」という理解が必要です。



20151126自立支援協議会  
生活支援部会資料

## 専門部会の再編と 第2次いちかわハートフルプラン 重点施策

- 相談支援・権利擁護の充実→相談支援部会
- 就労支援の促進→就労支援部会
- 地域生活の充実→生活支援部会
- 災害対策の推進→団体連絡会等
- 障害児支援の推進→障害児支援連絡会
- 人材確保と育成→生活支援部会等

1

## 生活支援部会のターゲット

- 生活全般と人材確保・育成というテーマは広すぎる
- 施策に反映されない状況
- 障害者週間やハートフルセミナー・里見祭という成果をあげてきた
- 他の部会は概ね踏襲して続けるという結論



2年間を1期として、テーマを絞り検討する  
「市川における地域生活支援拠点のあり方」  
(相談支援体制との関連も重視)

2

## 今後の課題など

- 部会のあり方の検討は続けるべき
- 連絡協議会の生かし方は課題のまま
- 次期の課題を「地域生活支援拠点」とした場合・・・

論点・進め方・・・コアメンバーで案を作る

メンバー・希望を出してもらうところから始める

最終的には幹事・事務局で協議し決定

3

## 今後の各部会について

(相談支援部会の際に生活支援部会幹事より提示した意見を再編)

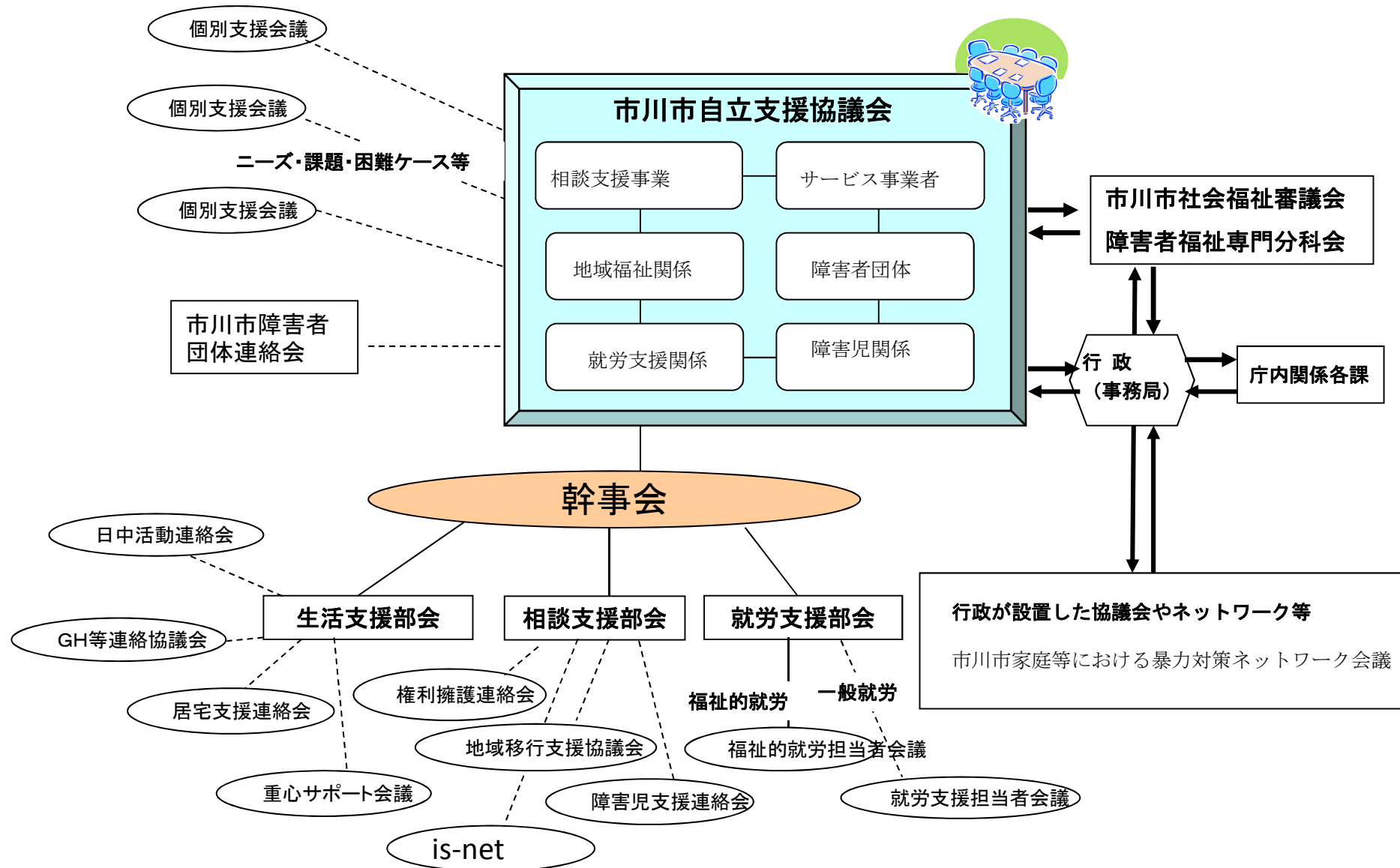
- ①課題を固定化するのではなく、人材育成と同様、あいあいフェスタなどの啓発に関すること共通的課題として扱うべきではないか。
- ②地域生活支援拠点については、基幹相談支援センターとの関係も大きい。相談支援部会と協働できるチームのようなものが必要ではないか。
- ③自立支援協の関係図にあるような、「個別支援会議からの課題集約」については、現状ではえくるやアクセスの会議、GSVなどを通じて集約しているが、現場から直接ではない。現場の意見・課題をつなげる仕組みが欲しい。現場に近い連絡会の意見が薄くならないようにして欲しい。

⇒連絡会相互が有機的につながって、課題を共有できると良いと思うが、一方でそれをどう自立支援協議会につなげるのかは課題。

→連絡会の活動が活発になると、報告が多くなり検討が中途半端になる恐れあり。  
事業所の中の日中活動系の事業所は、いちされんと重なる部分は大きい  
・・・2年後(次々回の自立支援協委員見直し)の際の検討課題か？

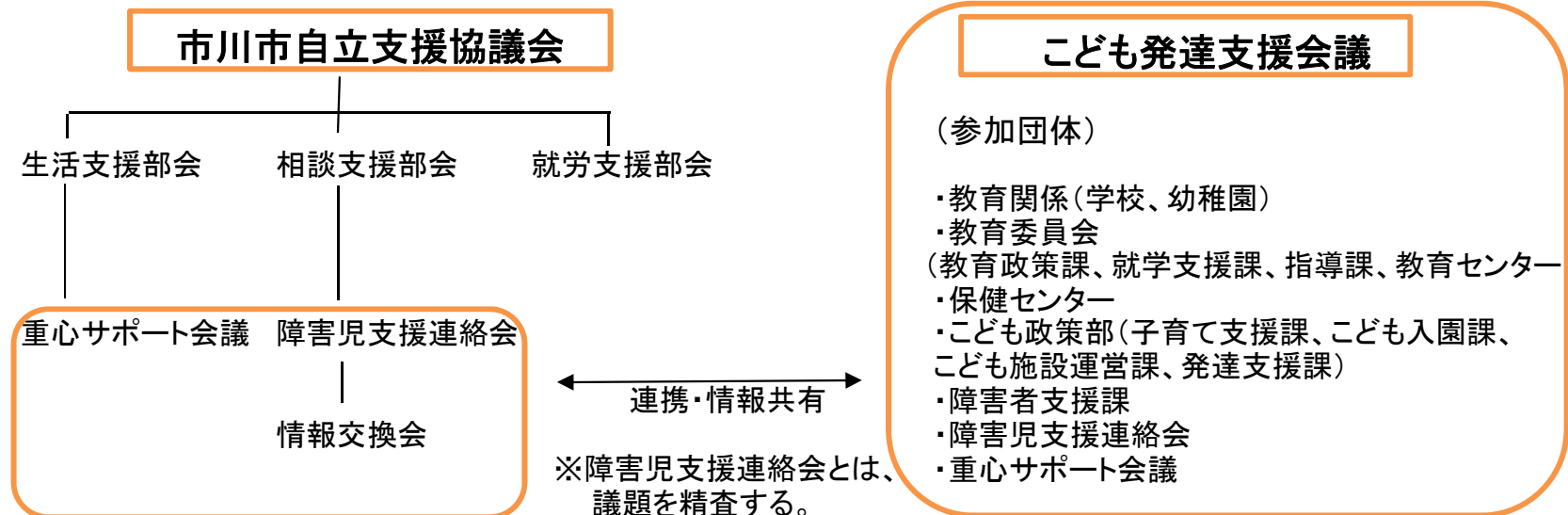
4

# 市川市自立支援協議会の関係図(平成27年度)



# 平成28年度 こどもの発達支援について

## 1. 構成メンバーについて



## 2. 活用について (身近な課題に対応していく場)

- ・こどもの支援を考える場として(ライフサポートファイルなど)
- ・事業所をサポートしていく場として(研修など)
- ・関係機関との連絡・連携の場として



## 成年後見（せいねんこうけん）制度とは？

<sup>はんだんのうりよく</sup> <sup>ふじゅうぶん</sup> <sup>かた</sup> <sup>ざいさん</sup> <sup>ほうてき</sup>  
 判断能力が不十分になった方の、財産を法的に  
<sup>まも</sup> <sup>せいかつ</sup> <sup>しえん</sup> <sup>せいと</sup>  
 護ったり、生活を支援する制度です。

## 判断能力の低下が・・・

3つの区分がありますが、専門用語のため一般の方々には少々なじみにくいかもしれません。わかりやすく言えば、認知症や障がいなどによる判断能力の減退の程度が

|       |   |    |
|-------|---|----|
| 重度の場合 | ⇒ | 後見 |
| 中度の場合 | ⇒ | 保佐 |
| 軽度の場合 | ⇒ | 補助 |

と、ご理解いただければよいかと思います。

### (1) 後見



後見は、認知症等により判断能力がかなり低下している状態である方を対象としています。

本人が自分の財産を自ら管理・処分することができない状態です。

具体的に言うと、例えば

「日常的に必要な買物すら自分でできず、誰かに代わってやらしてもらった必要があるといった程度の状態」です。

## (2) 保佐



保佐は、判断能力が著しく不十分な状態にある方を対象としています。  
自分の財産を管理・処分するには常に援助が必要な状態です。

具体的に言うと、例えば、

「日常的な買物は自分でできるが、金銭の貸し借りや不動産の売買  
等の重要な財産行為については自分ではできないといった程度の状  
態」です。

## (3) 補助

補助は、判断能力が不十分な状態にある方を対象としています。  
自分の財産を管理・処分するには援助が必要な場合がある状態です。

具体的に言うと、例えば

「日常的な買物は自分でできるが、金銭の貸し借りや不動産の売買  
等の重要な財産行為については自分でできるかどうか危ぶまれる程  
度の状態」 です。



## 診 断 書 (成年後見制度用)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <p>1 氏名</p> <p>生年月日      明治・大正・昭和・平成      年      月      日生      (      歳)</p> <p>住所</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>男・女</p> |
| <p>2 医学的診断</p> <p>診断名</p> <p>所見 (現病歴, 現症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往歴・合併症など)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |            |
| <p>3 判断能力についての意見 (下記のいずれかにチェックし, (意見) 欄に記載する。)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない。 → 後見 (重)</p> <p><input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 常に援助が必要である。 → 保佐 (中)</p> <p><input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 援助が必要な場合がある。 → 補助 (軽)</p> <p><input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる。</p> </div> <p>(意見)</p> <p>意見の根拠 (説明・検査所見)</p> <p>① 意識・疎通性</p> <p><input type="checkbox"/> 意思の疎通ができない状態が継続している (「眼を開け」「手を握れ」などの簡単な命令には応ずることもあるが, それ以上の意思の疎通が不可能である場合も含む。)</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>② 記憶力</p> <p><input type="checkbox"/> 自己の年齢 (<input type="checkbox"/> 回答できない <input type="checkbox"/> 回答できる)</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>③ 見当識</p> <p><input type="checkbox"/> 日時 (<input type="checkbox"/> 回答できない <input type="checkbox"/> 回答できる)</p> <p><input type="checkbox"/> 場所 (<input type="checkbox"/> 回答できない <input type="checkbox"/> 回答できる)</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>④ 計算力</p> <p><input type="checkbox"/> 計算は全くできない。</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>⑤ 理解・判断力</p> <p><input type="checkbox"/> 理解は不能である。</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p>⑥ 知能検査, 心理学的検査</p> <p><input type="checkbox"/> HDS-R      点      <input type="checkbox"/> その他の検査 (      )</p> <p>備考 (本人以外の情報提供者など)</p> |            |

平成      年      月      日      以上のとおり診断します。

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師名

印      3

受付印

# 後見・保佐・補助 開始申立書

(収入印紙欄)

後見(保佐)開始申立てのみは、800円分

保佐(補助)開始申立て+代理権付与のときは1600円分

保佐(補助)開始申立て+同意権付与+代理権付与のときは2,400円分  
(補助開始のみの申立てではできません。)

⑬はった印紙に押印しないでください。

収入印紙(中立費用) 円  
収入印紙(登記費用) 円  
予納郵便切手 円

準口頭

関連事件番号平成

年(家)第

号

千葉家庭裁判所

御中

支部・出張所

申立人の

署名押印

又は記名押印

印

平成

年

月

日

申立人

住所

〒

—

(方)

フリガナ

イチカワ

氏名

市川てるお

大正  
昭和  
平成

年

月

日生

平日の昼間、連絡の付きやすい電話番号

☐携帯 ☐自宅 ☐勤務先 ⇒ 会社名( )

☎ ( )

【裁判所名で電話しても ☐良い ☐差し支える】

本人との関係

☐親 ☐子 ☐兄弟姉妹 ☐配偶者 ☐その他の親族(続柄)  
☐本人 ☐市区町村長 ☐その他( )

本人

本籍

都道府県

住民票上の住所

〒

—

実際に生活している所

☐申立人と同じ ☐住民票の住所と同じ ☐病院・施設等  
病院や施設の場合は所在地、名称、電話番号を記載してください

病院・施設名( ) ☎ ( )

フリガナ

イチカワ

氏名

市川てる

男・女

明治・大正

昭和・平成

年

月

日生

後見人等候補者について

☒申立人が相当である。 ☐裁判所の選任する第三者を希望する。

※ ☒下記の者が相当である。→ ②花子 ③専門職人

※の場合のみ記入してください  
成年後見人等候補者

住所

〒

—

フリガナ

イチカワ ハナコ

氏名

市川花子

昭和

平成

年

月

日生

平日の昼間、連絡の付きやすい電話番号

☐携帯 ☐自宅 ☐勤務先 ⇒ 会社名( )

☎ ( )

【裁判所名で電話しても ☐良い ☐差し支える】

本人との関係

親族 ☐親 ☐子 ☐兄弟姉妹 ☐配偶者 ☐その他の親族(続柄)  
親族外 ☐弁護士 ☐法人 ☐司法書士 ☐社会福祉士 ☐その他( )

(注) 太わくの中だけ記入してください。

後見人さんって何をしてくれるの？



その1

## ～財産管理編～

### (1) 金銭管理の例

- ☐ 預貯金の管理・振込・払戻し・預け入れ・口座開設

### (2) 不動産の例

- ☐ 家賃の支払い
- ☐ 家を借りるときの契約／更新

### (3) 保険に関する事項の例

- ☐ 保険金の請求・受領

### (4) 年金等の例

- ☐ 年金の受領

### (5) 相続関係の例

- ☐ 遺産分割の手続き
- ☐ 相続の承認・放棄

などなど・・・

後見人さんって何をしてくれるの？  その2

## ～身上監護編～ = せいかつの支援

- ☐ 介護保険の申請手続き
- ☐ 介護サービスの契約締結
- ☐ 病院への入院の際の契約・支払・退院手続き
- ☐ 年金の受給申請、社会保険料の支払い手続き
- ☐ 郵便物の確認・諸手続き

などなど・・・

後見人さんって何をしてくれるの？



その3

**本人が不利益な契約をしたとき、  
後見人さんは、その契約を取消す権限があります。**

- ☐ 借金の契約をしたとき、
  - ☐ 保証人になったとき
  - ☐ 通信販売（インターネット含む）または訪問販売による契約をしたとき
  - ☐ クレジットカード契約の締結をしたとき
- などなど・・・

## 後見人さんができないこと

### 1 本人の日用品の購入に対する取消し

食料品・衣類など日用品の購入は、取消しすることができません。

### 2 事実行為＝直接お世話をする事

後見人の西野さんは、てるばあの食事の支度や排泄等の介助、部屋の清掃はできません。

後見人さんは契約等の法律行為を行うのであり、本人に事実行為の必要が生じたときには、介護保険やその他の制度を利用し、ヘルパーなどの専門家にゆだねることになります。

### 3 医療行為への同意

例えば、てるばあが病気をし、入院することになったとしても、手術の同意、例えば、手術するかしないか、延命するかしないか等の同意はできません。

医療行為に対する同意は、本人が決めることです。成年後見人等の事務の範囲ではありません。

### 4 身元保証人・入院保証人等になること

例えば、

家を借りるとき→身元保証人 家賃滞納した時、負担できない

入院時の保証人→入院保証人 遺体を引き取ることができない

などの保証人にはなれません。

### 5 居住する場所の指定(居所指定権)

福祉施設への入居などを強制することはできません。

## ～成年後見制度を利用するためには～

家庭裁判所に申立てをする必要があります。

### 1 申立てができる人

この申立てができる人は、本人か本人の夫や妻、子ども、父や母、兄弟姉妹、従弟などの4親等内の親族に限定されています。友人や知人では申立てをすることはできません。

身寄りのない人や親族が申立てをしてくれない場合には、市町村長が申立てをすることができることになっています。

### 2 申立てに必要な書類

申立ては、本人が住んでいる地域を所管する家庭裁判所に書類を提出します。次のようなものとなります。

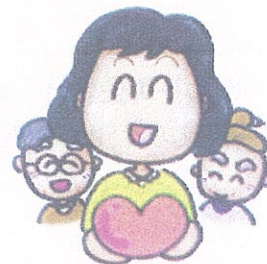
- ① 申立書
- ② 医師の診断書（申立専用の様式）
- ③ てるばあの戸籍謄本、住民票、財産に関する書類などの申立て書類を用意します。

### ■申立書の書き方について■

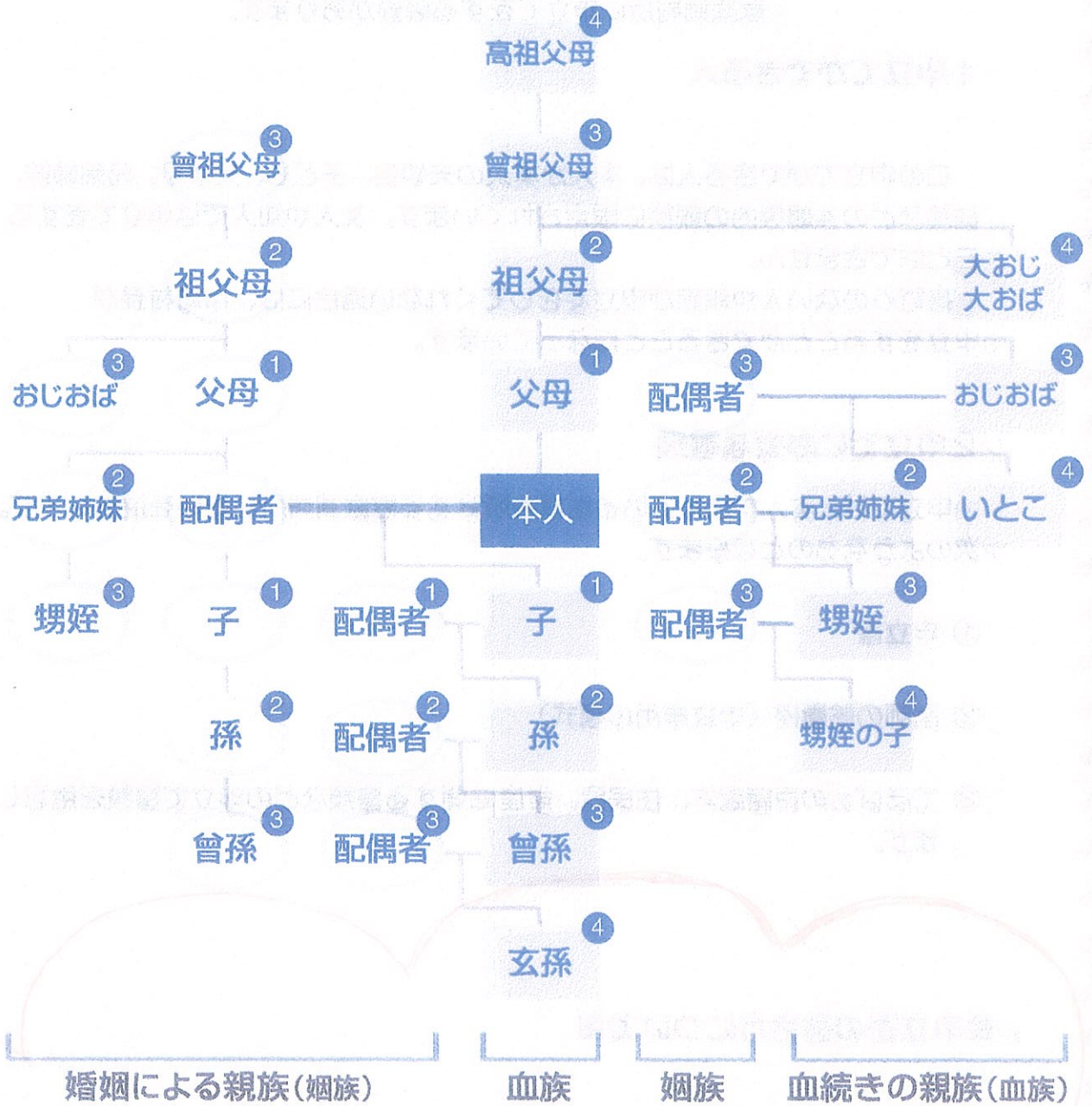
市川市社会福祉協議会 後見相談担当室がお手伝いします。  
お気軽にご連絡下さい。

市川市社会福祉協議会 後見相談担当室

☎047-320-4001 担当：中村・本多・伊達



## 4親等内の親族の図



※右上の数字は、本人からみた親等数を表します。

[親族の範囲＝6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族（民法725条）]



てるおさん



てるばあ

●申立てるときの費用は

申立人（てるおさん）が負担します。

- ・診断書代（病院によって違います）
- ・切手・収入印紙代 約 10,000 円。  
（鑑定代3万～5万）
- ・添付書類を取得する費用 約 2,000 円

●後見人の西野さんへの報酬は

（てるばあの財産の中から支払います）

① 報酬金額

てるばあの資産状況等によって報酬額が家庭裁判所にて決定されます。一概にはいえませんが、「めやす」としては通常の後見業務で月2～3万前後、と聞いています。

② 「いつ」支払をするか

ほとんどの場合1年に1回、後払いです。  
後見人等は毎年「財務管理」などの報告書を家庭裁判所に提出しますが、活動を始めて1年後に「報酬付与申立書」を併せて提出します。

③ どのように支払いをするか？

後見人等が本人の資産、例えば預貯金から、直接払い戻しをします。

## ～成年後見が終わるとき～

成年後見は、どのような場合に終了するのでしょうか。

二つがあります。

① 本人が死亡したとき

② 本人の病気が良くなるなどして判断能力が回復したので、

後見開始審判が取消されたとき

本人が、上記二つの事由に該当しない限りは後見は継続します。

## 本人が死亡した後の後見人の仕事

本人が亡くなるとその時点で後見人の任務は終了し、  
後見人の残る仕事は、次のとおりです。

- ① 本人死亡による成年後見の終了の登記手続きをします。
- ② 預金通帳など管理していた財産等を相続人へ引き渡します。
- ③ 死亡時点の財産目録等、後見事務終了報告書を作成して、家庭裁判所へ提出する。

## 成年後見制度に関する相談・問合せ

|                                |                                      |               |
|--------------------------------|--------------------------------------|---------------|
| 成年後見制度全般に関すること（制度説明・利用に関する支援）  |                                      |               |
| 社会福祉法人市川市社会福祉協議会 後見相談担当室       |                                      | ☎047-320-4001 |
| 後見制度に関する公的相談窓口・市長申し立てに関すること    |                                      |               |
| 高齢者                            | 介護福祉課包括グループ                          | ☎047-334-1152 |
|                                | 地域生活支援センター<br>（愛称・高齢者サポートセンター）は裏面に記載 |               |
| 障害者                            | 障害者支援課（市川市役所内）                       | ☎047-334-1168 |
|                                | 障害者地域生活支援センター                        | ☎047-370-1871 |
|                                | 南八幡メンタルサポートセンター                      | ☎047-376-6466 |
| 後見人等候補者の紹介、手続き等に関すること          |                                      |               |
| 弁護士                            | 千葉県弁護士会 高齢者・障害者支援センター                | ☎043-227-8431 |
|                                | 京葉支部高齢者・障がい者支援センター                   | ☎047-431-7775 |
| 司法書士                           | 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉            | ☎043-301-7831 |
| 社会福祉士                          | 一般社団法人千葉県社会福祉士会                      |               |
|                                | 権利擁護センター「ばあとなあ千葉」                    | ☎043-238-2866 |
| 行政書士                           | 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター               |               |
|                                | 千葉県支部                                | ☎043-221-4192 |
| 申立書類の入手、申立てに関すること              |                                      |               |
| 千葉家庭裁判所市川出張所                   |                                      | ☎047-336-3002 |
| 千葉家庭裁判所                        |                                      | ☎043-222-0165 |
| 任意後見制度に関すること                   |                                      |               |
| 市川公証役場                         |                                      | ☎047-321-0665 |
| 成年後見登記制度・登記事項証明書に関すること         |                                      |               |
| 東京法務局民事行政部後見登録課                |                                      | ☎03-5213-1360 |
| 千葉地方法務局                        |                                      | ☎043-302-1311 |
| 申立て費用等の立替えに関すること               |                                      |               |
| 日本司法支援センター 法テラス・サポートダイヤル       |                                      | ☎0570-078374  |
| 法テラス千葉                         |                                      | ☎0503383-5381 |
| 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）に関すること |                                      |               |
| 社会福祉法人市川市社会福祉協議会・てるぼサポート       |                                      | ☎047-320-4001 |

## 市川市高齢者サポートセンター 一覧

窓口開設日 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
 窓口開設時間 8:45～17:15

| 番号 | センター名                  | 担当地区                                                               | 所在地                               | 電話番号                   |
|----|------------------------|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------|
| ①  | 高齢者サポートセンター<br>国府台     | 国府台                                                                | 国府台5-25-4                         | ☎373-6539              |
| ②  | 高齢者サポートセンター<br>国分      | 国分、中国分、北国分、<br>東国分、稻越町、堀之内                                         | 東国分1-27-18                        | ☎318-5565              |
| ③  | 高齢者サポートセンター<br>曾谷      | 曾谷                                                                 | 曾谷5-13-4                          | ☎371-6161              |
| ④  | 高齢者サポートセンター<br>大柏      | 大町、大野町、南大野、<br>柏井町、奉免町                                             | 大町537<br>南大野2-3-19<br>(大柏出張所内)    | ☎338-6595<br>☎303-9555 |
| ⑤  | 高齢者サポートセンター<br>宮久保・下貝塚 | 宮久保、下貝塚                                                            | 下貝塚3-31-2                         | ☎373-0763              |
| ⑥  | 高齢者サポートセンター<br>市川第一    | 市川、市川南3・4丁目<br>真間1丁目                                               | 市川南1-1-1-301<br>(サ タワズ・イースト3階)    | ☎700-5139              |
| ⑦  | 高齢者サポートセンター<br>市川第二    | 市川南1・2・5丁目、新田、<br>平田、大洲、大和田、<br>東大和田、稻荷木                           | 大洲1-18-1<br>(急病診療・ふれあいセ<br>ンター2階) | ☎320-3105              |
| ⑧  | 高齢者サポートセンター<br>真間      | 真間2丁目～5丁目                                                          | 真間2-3-11                          | ☎322-8811              |
| ⑨  | 高齢者サポートセンター<br>菅野・須和田  | 菅野、須和田、東菅野                                                         | 菅野6-18-21<br>ママセントラルハウス1階         | ☎326-7737              |
| ⑩  | 高齢者サポートセンター<br>八幡      | 八幡、南八幡                                                             | 南八幡3-4-10<br>加藤ビル1階               | ☎376-3200              |
| ⑪  | 高齢者サポートセンター<br>市川東部    | 北方町、本北方、北方、若宮、<br>中山、高石神、鬼越、鬼高                                     | 北方1-12-11<br>伊藤ビル1階               | ☎334-0070              |
| ⑫  | 高齢者サポートセンター<br>信篤・二俣   | 田尻、高谷、原木、二俣、<br>二俣新町、東浜、上妙典、<br>高谷新町                               | 高谷1854                            | ☎327-3366              |
| ⑬  | 高齢者サポートセンター<br>行徳      | 河原、下新宿、本行徳、関ヶ島、<br>伊勢宿、本塩、妙典、下妙典、<br>富浜、塩焼、末広、宝、幸、<br>加藤新田、高浜町、千鳥町 | 本行徳5525-4<br>丸大行徳ビル2階             | ☎312-6070              |
| ⑭  | 高齢者サポートセンター<br>南行徳第一   | 押切、湊、湊新田、香取、<br>欠真間、相之川、広尾、<br>新井、南行徳、島尻                           | 香取2-2-2                           | ☎359-6660              |
| ⑮  | 高齢者サポートセンター<br>南行徳第二   | 行徳駅前、入船、日之出、<br>福栄、新浜、塩浜                                           | 日之出17-9<br>アルテ102                 | ☎712-8022              |

市川市介護福祉課 市川市役所内 八幡1-1-1 ☎ 334-1152

行徳支所内 末広1-1-31 ☎ 359-1274

認知症の  
症状のある人

知的障がい  
のある人

精神障がい  
のある人

の強い味方!

せいねんこうけんせいど

# 成年後見制度を 利用しましょう!

監修：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート



社会福祉法人 市川市社会福祉協議会

☎ 047(320)4001

# そもそも せいねんこうけんせい ど 成年後見制度って 何のこと?



認知症、知的障がいもしくは  
精神障がいなどで、  
判断能力が不十分な人の  
日常生活を

法的に  
支援する  
仕組みです

## こうして、あなたの財産や権利を守ります

### 財産の管理

出入金の確認をしながら現  
金や預貯金の管理をします。

### 契約の代理や 取り消し

一人で行うことが難しい契  
約の締結や、本人にとって  
不利益な契約の取り消しな  
どを代わりに行います。

### 介護・医療への サポート

要介護認定の申請や介護  
サービスの契約、医療機関  
との契約を行い、利用者が  
安心して生活を送れるよう  
にサポートします。

## たとえば、こんなとき……

## こうけんじん 後見人が守ってくれます。

※後見人は「成年後見人」  
「保佐人」「補助人」の総  
称です。

### ケース…1

お金の管理ができなく  
なったとき

Q 統合失調症の夫が  
障害年金を担保として、  
勝手にローンを組んで  
しまい困っています。

A 成年後見制度を活用すれば、後見人  
によって、預貯金や年金などの財産管理が行  
われます。ご本人の判断だけで結んだ金銭的  
な契約は取り消すことができるので、年金担  
保の融資やローン契約の締結などによる被害  
も防ぐことができます。

預貯金や  
年金などの財産を  
管理します



### ケース…2

悪質商法にだまされたり、  
だまされそうなとき

Q 認知症の父が  
知らぬ間に必要のない  
リフォームの契約をして  
困っています。

A 認知症の人の場合、契約内容がよく  
わからないまま、契約書にサインをしてしま  
う場合があります。成年後見制度を利用して  
いれば、ご本人がだまされて結んでしまった  
契約も取り消すことができます。

その契約を  
取り消します



### ケース…3

判断能力に心配がある  
子どもの今後が不安なとき

Q 自分たち親も高齢になり、  
知的障がいがある一人息子  
のことが気がかりで……。

A 知的障がいがあって、自分では財産の  
管理や遺産分割の協議、施設入所などの契約  
や支払などが難しいのに、親が亡くなってし  
まうと頼る人がいないという方々のためにも、  
成年後見制度が存在しています。

後見人が今後の財産管理  
や相続、さまざまな手続き  
や契約、身上監護を行い、  
見守っていきます



### ケース…4

老後の財産管理が  
不安なとき

Q 子どもがいないため、  
将来認知症になったときの  
財産管理が不安です。

A まず、専門相談機関に相談してみま  
しょう。成年後見制度には、判断能力が十分  
あるうちに信頼できる人と契約を交わしてお  
き、判断能力が不十分になった後は、その人  
に財産管理などを任せることができる任意後  
見制度もあります。

将来判断能力が  
不十分になった  
ときからの、財産  
等の管理をします



こうけん にん  
後見人は、  
誰が決めるの？



それは、  
か て い さ い ばん し ょ  
家庭裁判所です

家庭裁判所が、ご本人にとってどのような支援が必要なのかを考慮して、家族、法律・福祉の専門家（司法書士、弁護士、社会福祉士等）、法人などから適任者を「後見人」に選任します。

これを法定後見制度といいます

こうけん にん  
じゃあ、後見人は  
自分では選べ  
ないの？



いいえ、  
自分で選ぶ  
方法も  
あります



これを任意後見制度といいます

ご本人の判断能力に  
応じて、次のいずれ  
かの後見人が決定さ  
れます。

ほうてい  
こうけんせいど  
法定  
後見制度

すでに  
はんだんのうりよく  
判断能力が  
不十分

…ご本人の判断

能力が…

まだ  
しっかりして  
いれば…

にん い  
こうけんせいど  
任意  
後見制度

任意後見制度なら、  
あらかじめ任意後見人を  
決めておくことができます。

ふだんの買い物も  
一人ではできない

ふだんの買い物は  
できても、重要な取引  
行為はできない

重要な取引行為を  
一人で行うのは困難  
または不安

はんだんのうりよく  
判断能力が  
欠けている人には

はんだんのうりよく  
判断能力が  
著しく不十分な人には

はんだんのうりよく  
判断能力が  
不十分な人には

せいねん こうけん にん  
成年後見人

ご本人の財産を管理し、  
ご本人に代わって契約  
を交わしたり、ご本人  
が交わした契約を取り  
消すことができます。



ほさ にん  
保佐人

借金や相続、家の増改築など重要な契約には、保佐人の同意が必要です。保佐人の同意を得ずに交わされた契約は、取り消すことができます。また、家庭裁判所に申し立てをして定められた範囲に関して、契約の代理を行います。



ほじょ にん  
補助人

家庭裁判所に申し立てをして定められた範囲に関して、契約の代理や取り消しなどを行います。



先行き、  
認知症などになったときの  
財産管理などが不安

はんだんのうりよく  
判断能力は  
いまは大丈夫

にん い こうけん にん  
任意後見人

ご本人の判断能力が不十分になってから後の財産管理や介護や住まいの確保など、さまざまな契約を行います。  
※契約の取消権はありません。



将来、判断能力が  
不十分になったときに  
備え、後見人になって  
もらいたい人物と契約を  
結んでおく制度です。

あらかじめ、任意後見人になってくれる人と判断能力が不十分になったときに何をしてもらいたいかを話し合い、その内容を公証役場で公正証書にしておきます。そして判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所に申し立てを行うと、任意後見監督人が選任され、任意後見人の事務が開始されます。

契約した任意後見の内容は、  
法務局にて登記されます。

せいねんこうけんせいど  
**成年後見制度は  
どうやって  
利用するの？**



じゅうしょち  
本人の住所地を  
かんかつ  
管轄している  
かていさいばんしょ  
家庭裁判所に  
もうた  
申し立てを行い、  
てつづ  
手続きをします

**誰が？**

はいぐうしゃ しんとうない しんぞく もうた  
本人や配偶者、4親等内の親族などが申し立てを行います

※法定後見の申し立ては、該当する身寄りがいない、または音信不通等の場合には、市町村長が申し立てをすることができます。

## ・成年後見制度利用までの流れ・

### ほうていこうけんせいど 法定後見制度

認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分のため、財産の管理やさまざまな契約などが一人ではできない状態になっている。

せいねんこうけん ほさ ほじょ  
【成年後見・保佐・補助】  
開始の申し立て

### にんいこうけんせいど 任意後見制度

将来に備えて、公正証書で任意後見人となる人と契約を結んでおく。

判断能力が不十分になったら…

にんいこうけんかんとくにん  
【任意後見監督人】  
選任の申し立て

かていさいばんしょ もうた  
**家庭裁判所へ申し立て**

本人の判断能力の鑑定、並びに必要なに応じて家庭裁判所の調査官等による事情の聞き取りや調査が行われ、法定後見人（成年後見人・保佐人・補助人）が選任されます。

こうけん にんとう  
**後見人等の  
選任**

法定後見制度と同様の調査が行われたうえで、任意後見人を監督する任意後見監督人が選任されます。

もうた しえん かいし  
**申し立て後、約2～4カ月で支援が開始されます**

もうた ひつよう  
**申し立てに必要な  
書類や費用は？**



らん  
下の欄を  
さんこう  
参考にして  
ください



**どうやって**

家庭裁判所で書類をもらい記入をし、さらに必要書類を揃えます。司法書士や弁護士に手続きを依頼することもできます。

### ひつようしゅるいとう 必要書類等

- ☐ 申立書
- ☐ 申立事情説明書
- ☐ 収入印紙
- ☐ 郵便切手
- ☐ 本人や後見人等候補者の住民票または戸籍の附票

- ☐ 本人の戸籍謄本
- ☐ 登記事項証明書「登記されていないことの証明書」
- ☐ 診断書
- ☐ 鑑定費用

など

※詳しくは、家庭裁判所にご確認ください。

### ひよう 費用

#### ●法定後見制度（ほうていこうけんせいど）

裁判所に納める印紙代・切手代に1万円程度、判断能力の鑑定料に5万～10万円程度の費用がかかります。ただし、補助開始の申し立ては原則として鑑定がなく、成年後見開始の申し立てでも鑑定がない場合がありますので、その場合は鑑定料がかかりません。

#### ●任意後見制度（にんいこうけんせいど）

公正証書作成の公証人手数料と印紙代に2万円程度、任意後見監督人選任申立の際の印紙代・切手代に6千円程度の費用がかかります。

【司法書士・弁護士等に依頼した場合の費用は、別途がかかります。】

※上記の金額はあくまで目安であり、ケースなどにより異なる場合があります。

詳しくは、担当窓口等にご確認ください。

ひよう そうだん  
費用にお困りの方は法テラスに相談を！

日本司法支援センター、通称「法テラス」で成年後見制度利用のための費用援助の相談ができます。

こんなことで  
お困りのときも  
成年後見制度を  
利用しましょう。

◎寝たきりの父または母など

土地を売って入院費にあてたい…

◎身寄りのない一人暮らし

認知症などになり、財産管理や施設への入所ができない…

**ご存じですか？  
市民後見人。**

成年後見人には親族や司法書士、弁護士などの専門家が選ばれますが、最近では、一定の研修を受けた市民が成年後見人に選ばれることもあります。

※さまざまなケースの方が成年後見制度を利用しています。ご心配がある方は、

各都道府県の、  
「(公社)成年後見センター・リーガルサポート」

各市町村の、  
「地域包括支援センター」

各市町村の、  
「社会福祉協議会」

などにご相談ください。

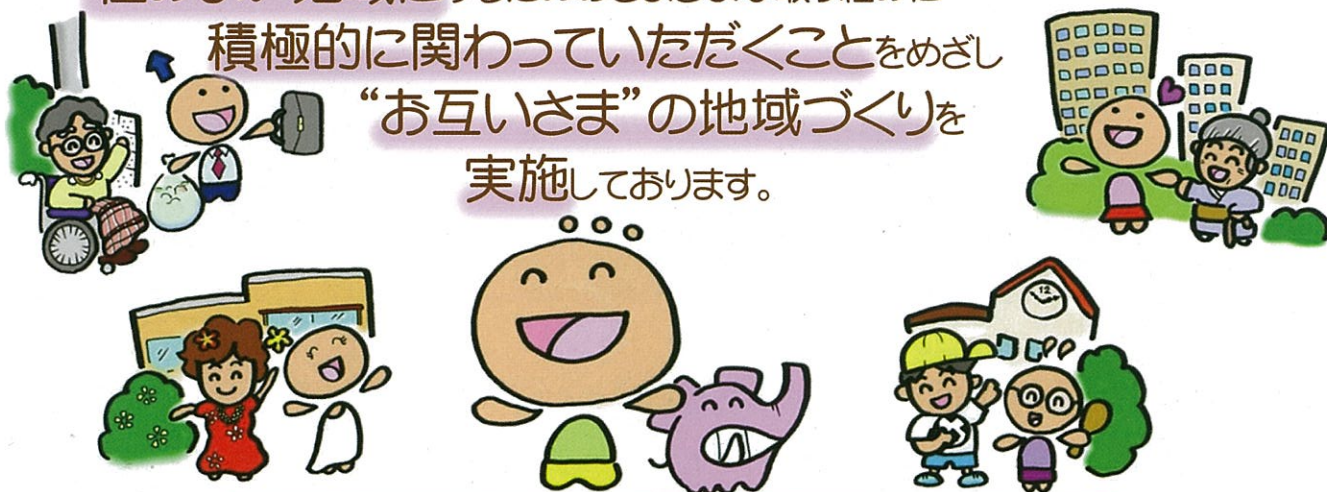


# 市川市社会福祉協議会(いちかわ社協) って??

社会福祉協議会は、全国の市町村に設置された「地域福祉のかなめ役」として活動する民間の福祉団体です。

いちかわ社協では自分たちの暮らす街をより住みよい地域にするためのさまざまな取り組みに

積極的に関わっていただくことをめざし  
“お互いさま”の地域づくりを  
実施しております。



いちかわ社協の事業を一部紹介します!!

## 地区社協事業の支援

地区社協の事業の活動を支援しています

## てるぼサロンの推進

身近な場所に現代版井戸端を

## ボランティア事業

ボランティアの相談や登録、講座の開催など

## 成年後見制度に関すること

認知症や障がいにより、金銭の管理やいろいろな手続きにお困りの方のお手伝いをしています



## 福祉用具の貸出

車椅子・補聴器の無料貸出



社会福祉法人

# 市川市社会福祉協議会

〒272-0026 市川市東大和田 1-2-10

☎ 047(320)4001 FAX 047(376)8555



# 「後見人等のつどい」

## 開催のお知らせ

無料



「親族の後見人になったものの、相談できるところがない！！」

など後見事務を行う上でお困りごとや疑問はありませんか？

悩みごとを語り合える場に参加してみませんか？

【日 時】 平成 27 年 **12** 月 **10** 日 (木)

**10:00~12:00**

【場 所】 男女共同参画センター5階 研修室 AB

【内 容】 第一部 「後見人になったらやること」

講師 千葉家庭裁判所市川出張所 主任書記官 大橋 学 氏

第二部 交流会

【対 象】 後見人（保佐人・補助人）をされている方

※申立て準備中の方や後見制度に関心のある方も

ご参加いただけます

【申込み】 受付先着順（50 名）

申込み  
問合せ先

市川市社会福祉協議会（担当 中村、本多）

☎ 0 4 7 - 3 2 0 - 4 0 0 1

お電話または F A X でお申込み下さい。

主催 市川市・市川市社会福祉協議会

「後見人等のつとめ」（平成 27 年 12 月 10 日）

**FAX 送信先：047-376-8555**

**市川市社会福祉協議会 後見相談担当室 宛**

| No. | 氏名 | 電話番号 |
|-----|----|------|
| 1   |    |      |
| 2   |    |      |
| 3   |    |      |

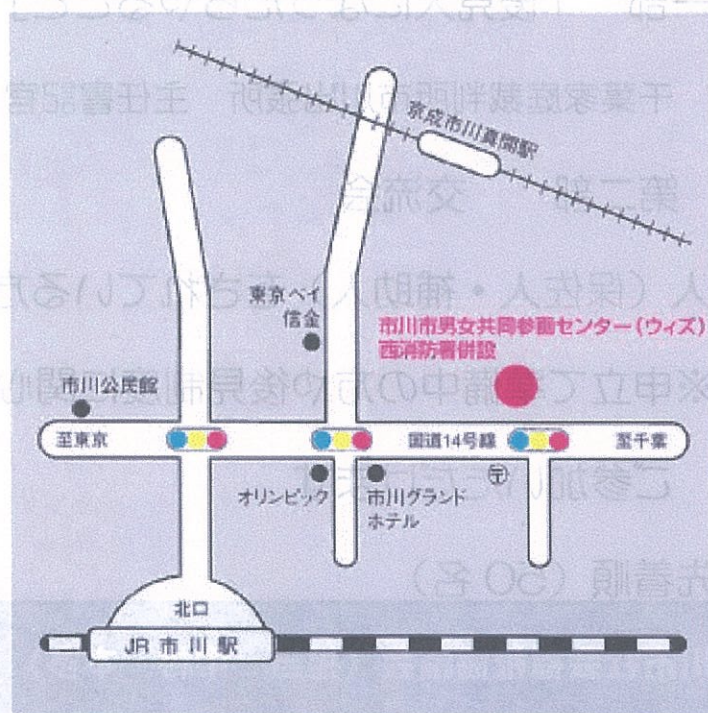
**【会場ご案内図】**

**市川市男女共同参画センター（5F 研修室 AB）**

JR 市川駅、京成市川真間駅からいずれも徒歩 5 分位です。

駐車場がありませんので、自転車又は公共交通機関をご利用ください。

所在地 〒272-0034 市川市市川 1-24-2



申込  
問合せ

主催：市川市 共催：市川市社会福祉協議会

# 「市民後見人ってなあに？」

専門職後見人（社会福祉士）池田恵利子さんと  
市民後見人（世田谷区で活躍中の後見人）が、  
人が人を支える“成年後見制度”を語ります。

開催日時 平成**28**年**3**月**4**日（**金**）  
午後**2**時～午後**4**時

会場 市川市男女共同参画センター  
7階 研修ホール

講師 専門職後見人 池田 恵利子氏（社会福祉士）  
市民後見人（世田谷区で活躍する後見人）

定員 100名

参加無料

申込み・お問い合わせ

市川市 障害者支援課 障害者地域生活支援センター  
☎ 047(370)1871 担当：新正

# 「市民後見人ってなあに？」

【平成28年3月4日（金）】

**FAX 送信先：047(370) 1872**

市川市 障害者支援課 障害者地域生活支援センター

問合せ先 ☎047(370) 1871

| No. | 氏名 | 電話番号 |
|-----|----|------|
| 1   |    |      |
| 2   |    |      |
| 3   |    |      |

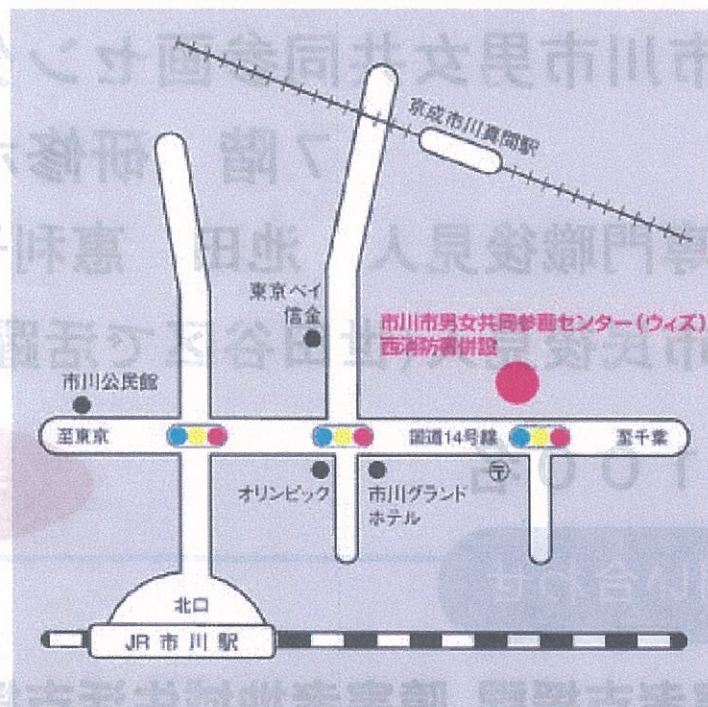
## 【会場ご案内図】

市川市男女共同参画センター（7F 研修ホール）

JR市川駅、京成市川真間駅からいずれも徒歩5分位です。

駐車場がありませんので、自転車又は公共交通機関をご利用ください。

所在地 〒272-0034 市川市市川1-24-2



市民講座 ～だれでもわかる～

# 成年後見と相続・遺言



講 師 紹 介 酒 井 伸 明 氏 (司法書士)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート  
千葉県支部 支部長

高齢者・障がい者の方の法的な支援に精通し、酒井  
司法書士ご自身も後見人としてご活躍されています

日 時 : 平成28年3月9日(水)

午前10時～午後3時 (受付9時30分より)

場 所 : 南行徳市民センター 2階多目的ホール

(住所: 市川市南行徳 1-21-1)

内 容 : 第1部「誰でもわかる成年後見制度」

(午前10時～12時)

第2部「誰でもわかる相続・遺言」

(午後1時～3時)

参加費 : 無料 (お昼は各自でご用意ください)

定 員 : 100名 (申し込み順)

**お電話もしくはファックスでお申し込みください**

お申し込み

市川市社会福祉協議会

お問い合わせ

後見相談担当室: 中村・本多 ☎047(320)4001

ファックスでお申し込みの場合は裏面をご利用ください

**【平成28年3月9日（水）】**

**FAX 送信先：047-376-8555**  
**市川市社会福祉協議会 後見相談担当室 宛**

問い合わせ先 電話 047-320-4001

下記に○を記入をお願いします。

| No. | 氏名            | 電話番号         |
|-----|---------------|--------------|
| 1   | (木) 日 9 月 8 日 | 〒 85 2 2 1 1 |
| 2   | (朝 9 時 30 分)  | 朝 9 時 30 分   |
| 3   | 日 9 月 8 日     | 〒 85 2 2 1 1 |

## ○アクセス

東京メトロ東西線 南行徳駅から1分

○所在地

〒272-0138

千葉県市川市南行徳1丁目21番1号

※車でのご利用は、なるべくご遠慮くださるようお願いいたします。

# 消費者トラブルと 成年後見制度についての 講演会・相談会

どちらも無料！  
申込不要！

訪問販売などで高額の買い物をした場合のトラブルなどから、  
認知症の高齢者や障がい者の方を守るために、成年後見制度が役立ちます！！  
講演会に先立ち市川市消費生活センターより市内の被害事例紹介があります！！

日時：平成27年12月7日（月）

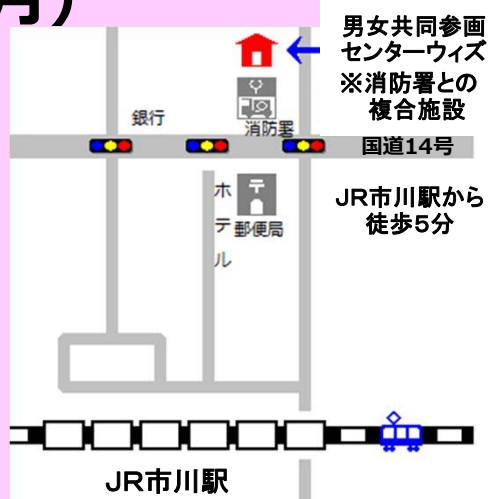
14:00～17:00

（受付13:30～）

場所：市川市男女共同参画  
センター「ウィズ」  
研修室AB

（市川市市川1-24-2）

定員：70名（当日先着順）



## 第1部 講演会（90分間程度）

- 認知症の高齢者の方や障がい者の方を消費者トラブルから守るため、その対策となる成年後見制度全般や各種法制度について、行政書士が講演をします。



## 第2部 個別相談会

- 講演会終了後、希望者に個別相談会を実施します。
- ※ 相談時間：一組30分程度。相談件数により変動する場合があります。順番によってお待ちいただく場合があります。ご了承ください。

お問い合わせ 電話 047-339-6671（本多）  
FAX 047-339-7121

主催 千葉県、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部  
共催 市川市  
後援 千葉県行政書士会



# 本人と家族の これからの暮らしを考える

—本人の加齢と、家族の高齢化に備えて—

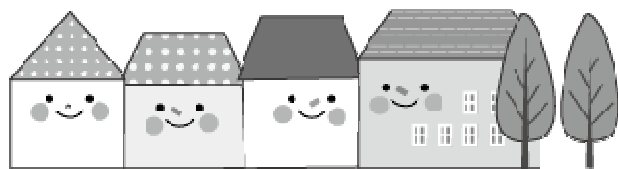


今回のテーマは…

地域の

「市川に安心の拠点を作る」  
一路会による単独型ショートステイ・他

いちばん星によるグループホームと  
移動支援・他



来年4月に、地域で暮らしていくためにどうしても必要な地域福祉の拠点ともいべき二つの場が出来ます。

一路会は、今、福祉サービスで最も必要とされるショートステイを、9床分作ります。(国の制度を使います。希望する誰もが利用できます。) いちばん星は、本人と家族の加齢の中で、緊急の課題であるグループホームと、まだまだ不足している移動支援を用意します。柏井と東国分、それぞれの地域で今、その準備が進められています。今回は、その理念とこれからの段取り等を説明します。奮ってご参加ください。

記

・日時 平成27年12月3日(木) 10:15~12:20(9:40~受付)

・場所 市川市男女参画センター (7階 研修ホール) 駐車場はありません

|   |                  |                  |
|---|------------------|------------------|
| ① | 一路会・いちばん星による事業説明 | 10時20分~11時       |
| ② | 親の思いを語る          | 11時~11時15分       |
| ③ | 話合い「地域に安心の拠点を」   | 11時15分~12時20分    |
|   | 一路会・施設長 磯部利江子氏   | いちばん星・理事長 森田美智子氏 |
|   | 障害者支援課課長 秋本賢一氏   |                  |

・申し込み方法 申し込み締め切り 11月4日(水)

○所属評議員がいる方・・・下記申込用紙を評議員さんか理事さんを通して 11月6日の理評会 に提出。

○一般 OB 会員など・・・下記の申込書に記入し、そのまま fax してください。

・主催 市川手をつなぐ親の会 「本人と家族の暮らしを考える会」 成人部

・問い合わせ先 平野 緑 (090-3817-5278)

呼びかけ人

飯高知子(明松園) 鈴木シゲ子(かしわい苑) 西尾京子(松香園)

佐藤英子(一般) 平野緑(チャレンジ国分) 村山園(くるみ) 竜田香子(梨香園)

・・・・・・・・・・・・・・・・・・キリトリ線・・・・・・・・・・・・・・・・・・

「本人と家族のこれからの暮らしを考える」講演会&懇談会 12月3日(木)に参加をします。

(fax の場合は切り取らずにこのまま fax してください: 平野 FAX 371-6996 )

参加者お名前

所属

電話

12月3日(木)～9日(水)は障害者週間です

## 理解し支えあう社会を育む

障害には、身体障害、精神障害、知的障害、発達障害などがあり、現在、全人口の約6パーセントの方に障害があるといわれています。それぞれの方が自分に合った生活を送りながら、福祉施設などで軽作業や調理、創作活動を行い働いています。

障害者週間の目標「国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会」を実現させるためには、障害についての理解が必要です。市では、障害についての理解を求める啓発活動として「I♥あいフェスタ」を開催します。一緒に考えてみませんか。

問 ☎376-6466またはFAX376-6677南八幡メンタルサポートセンター



▲開放感ある店内で飲食が楽しめる「カフェテラスぴっころ」



▼事業所で作られた食品などは、市役所でも販売されています

楽しみながら障害について考えよう

12月5日(土)開催

あい

## I♥あいフェスタ

障害がある方もない方も、共に楽しめるイベントです(手話通訳と要約筆記あり)。音楽の演奏、市内にある福祉施設などで活動する方が作った手工芸品や食品の展示・販売の他、車いす体験などの体験企画があります。



▲①たくさんの作品の中からお気に入りの一品を見つけてはいかがでしょうか②あなたの一票が優勝を決めるI♥1グランプリ③盲導犬の仕事の間近で見ることができる機会です④生き生きと歌う姿は圧巻です

ミュージカル・体験企画など 場 ニッケコルトンプラザコルトンホール(鬼高1-1-1)

◆障害のある方とない方が一緒に作り上げるチャレンジドミュージカル  
オリジナル作品など数作品のミュージカルを上演します。公開練習あり。

時 午前11時10分～11時40分

公開練習

場 メディアパーク市川グリーンスタジオ 時 午後0時30分～2時30分

◆体験企画など

点字名刺の作成、盲導犬によるデモンストレーション、車いす体験など、実際に見て触れることで、障害への理解を深めることができます。市内の福祉施設などで作られた手工芸品や食品の販売もあります。

時 正午～午後4時

あいわん I♥1グランプリ・映画上映と講演 場 中央図書館内「カフェテラスぴっころ」

◆I♥1グランプリ投票

障害のある方が制作した作品を展示しますので、気に入ったものに投票してください。

投票期間 12月1日(火)～5日(土)(各日午前10時～午後5時、ただし5日は午後3時まで)

I♥1グランプリ表彰式

日 12月5日(土)午後3時30分 場 ニッケコルトンプラザコルトンホール

◆映画「フリース」の上映会と講演

当時サーカスのスターであった障害のある人びとを主人公とする映画と講演を通して、私たちも障害について考えてみませんか。

講 好井裕明氏(日本大学教授)

時 ①午後1時30分～3時 ②午後3時30分～5時

申 必要事項(6面上段参照)を☎370-1871またはFAX370-1872で障害者地域生活支援センター



障害者週間

I♥あいフェスタ

# 冬のイベントのお誘い

映画上映会、演奏会、チャレンジドミュージカル、盲導犬体験、販売・展示会など各会場にて開催致します！

日時

2015年12月5日(土)  
10:00～16:00

入場  
無料

会場

コルトンホール・カフェテラスぴつころ

I♥あいフェスタは障害者週間に合わせて開催される市川市の特別イベントです。  
どなたでもお気軽にご参加頂けます。

問い合わせ先

南八幡メンタルサポートセンター内  
市川市福祉部障害者支援課  
『I♥あいフェスタ』実行委員会 渡辺

TEL 047(376)6466  
FAX 047(376)6677

# ■スケジュール■

|             | ニッケコルトンプラザ<br>コルトンホール                   | カフェテラスぴっころ                                                                   |
|-------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 10:00       | 開会                                      | アイワングランプリは                                                                   |
| 10:10～10:40 | 市川南高等学校吹奏楽部<br>によるアンサンブル                | 12月1日（火）～5日（土）<br>障害のある方の作品展示をしています！<br>10:00～17:00まで♡                       |
| 10:40～10:45 | 休憩                                      | 5日（土）の展示は15:00までです！<br>お茶やお食事などをお楽しみください♪                                    |
| 10:45～11:05 | レンコンバンド 演奏                              |                                                                              |
| 11:05～11:10 | 休憩                                      |                                                                              |
| 11:10～11:40 | チャレンジドミュージカル<br>（いちぶんネット）一部上演           |                                                                              |
| 12:00       | 福祉施設の自主生産品販売（クッキーやジャムなど！）ワークショップ・体験コーナー | 13:30～15:00<br>映画『フリークス』1回目<br>15:00～15:30 休憩<br>15:30～17:00<br>映画『フリークス』2回目 |
| 15:30       | アイワングランプリ表彰式                            |                                                                              |
| 16:00       | 閉会                                      |                                                                              |

※時間や内容が一部変更になる場合がございます。ご了承ください。

※ワークショップ一部有料です。（材料費）



## ●コルトンホール（ニッケコルトンプラザ）

千葉県市川市鬼高 1-1-1

TEL:047-378-3551

## ●カフェテラス ピっころ（市川市生涯学習センター 1 階）

千葉県市川市鬼高 1-1-4 1F

TEL:047-320-3339

■JR 総武線 / 都営新宿線 本八幡駅より徒歩約 10 分

JR 本八幡駅北口よりコルトンプラザ行き無料バスがあります。

■JR 総武線 下総中山駅より徒歩約 10 分

■京成線 鬼越駅より徒歩約 5 分

# わたしの内なる“差別”



## 映画「フリークス」を観て考える

「フリークス」(1932年アメリカ、トッド・ブラウニング監督) 日本語字幕つき

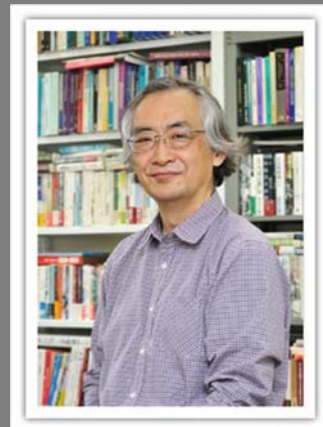
**日時：平成27年12月5日(土) 入れ替え制**

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1回目：13：30～14：30 | 「フリークス」上映 |
| 14：30～15：00     | 解説        |
| 2回目：15：30～16：30 | 「フリークス」上映 |
| 16：30～17：00     | 解説        |

**場所：カフェテラスぴっころ**

(市川市メディアパーク1階 中央図書館わき)

**入場料：無料**



解説：好井裕明氏

(日本大学文理学部社会学科教授)

**お問合せ・ご予約：お電話かFAXで。(12月4日まで)**

市川市障害者地域生活支援センター 電話 047-370-1871

FAX 047-370-1872

**主催：市川市 障害者週間イベント「I♥あいフェスタ」**